

令和元年5月29日
金融庁長官
総合政策局秘書課

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退手法」という。）第8条の2第1項第1号）を行う。

※1 退手法第8条の2に基づく「早期退職募集制度」の詳細については、別紙1参照。本制度は、各大臣等の実施権者が、年齢、職位等を特定した早期退職希望者を募集・認定し、自己都合退職よりも割り増された退職手当を支給するものである。

※2 退手法(抄)

第八条の二 各省各庁の長等は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、第五条の三の政令で定める年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

二 略

2～10 （略）

1. 募集の対象となる職員

金融庁の内部部局、証券取引等監視委員会事務局及び公認会計士・監査審査会事務局に勤務するもののうち、令和元年8月2日時点で「満50歳から59歳まで」のもので、以下に掲げるもの。

- ① 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)の行政職俸給表(一)5級以上の適用を受ける職員
- ② 給与法の指定職俸給表の適用を受ける職員
- ③ 給与法の専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員

※ 退手法の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和 元 年 8 月 2 日までに定年に達する職員
- (4) 令和 元 年 5 月 29 日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 元 年 5 月 29 日から令和 元 年 7 月 29 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

10 名程度

3. 募集の期間（2 か月程度）

令和 元 年 5 月 29 日（水）午前 11 時から
令和 元 年 7 月 29 日（月）午後 5 時まで

※ 募集の期間は、応募の状況等により延長する場合がある。その場合には対象職員に対し速やかに電子メールにて周知する。

4. 募集方法

上記 1. 募集の対象となる職員全員に電子メール等適宜の方法により周知する。

5. 応募及び応募取下げの手続等

- (1) 応募をしようとする職員は、別紙 2 の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（以下、「応募申請書」という。）(※) に必要事項を記入の上、募集の期間内に、後記 7. の受付メールアドレスまで電子メール又は持参により提出する。

※ 国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令（平成 25 年総務省令第 58 号。以下「様式内閣官房令」という。）第 1 条第 1 項別記様式第一をいう。

- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※1 上記通知書は応募申請書の受理から1か月以内に交付する予定。

※2 不認定となる場合は以下のとおり。

- ① この募集実施要項に適合しない場合。
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合。
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合。
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合。

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、認定後に通知する退職すべき期日の前日までに、別紙3の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(様式内閣官房令第1条第2項別記様式第二)を後記7. 受付メールアドレスまで電子メールにて提出する。

6. 退職すべき期間

令和 元 年6月3日(月)から令和 元 年8月2日(金)まで

※1 上記5.(2)※2の不認定となる場合を除き、「応募申請書」が提出された応募者ごとに認定し、上記退職すべき期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※2 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

7. 本件に関する受付メールアドレス及び相談先

(1) 受付メールアドレス

E-MAIL : XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

(2) 受付先

総合政策局秘書課人事第1係

(3) 相談先

① 現所属先の人事担当者

② 総合政策局秘書課人事第1係

電話：

8. その他

(1) 再就職支援

下記支援条件に該当し、再就職支援を受けることを希望する場合は、希望する旨を上記5. (1) 応募申請書を提出する際の電子メールに明記すること。

なお、内閣府官民人材交流センターから割振られた再就職支援枠には限りがあることから、支援対象者の選定については、別途内部で調整のうえ、相談先担当者から連絡する。

(支援条件)

- ・ 早期退職募集に応募して認定を受けた職員等
- ・ 早期退職募集に応募して認定を受け、退職をした職員

※ 本制度は、早期退職募集制度の施行に併せ、内閣府官民人材交流センターが民間の再就職支援会社と契約し、専ら支援会社が支援対象者のキャリアカウンセリングや再就職先とのマッチング等を行うものである(制度の詳細については、相談先担当者へ照会すること)。

(2) 官民人材交流センター求人・求職者情報提供事業

(1) の再就職支援の利用の有無にかかわらず、45 歳以上で公的年金支給開始年齢に達する前の職員又は職員であった者で再就職を希望する者は、官民人材交流センター求人・求職者情報提供事業の利用が可能であるので、利用を希望する場合は同事業の実施要領及び利用の手引きに従い、利用申込みを行うこと。

※ 職員であった者については、離職後2カ月以内に利用の申込みを行うことが必要である。

※ 実施要領及び手引きは内閣府官民人材交流センターのホームページに掲載されている。

<https://www8.cao.go.jp/jinzai/kyuzin.html>

令和 2 年 2 月 18 日
金 融 庁 長 官
総 合 政 策 局 秘 書 課

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号。以下「退手法」という。）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

※ 1 退手法第 8 条の 2 に基づく「早期退職募集制度」の詳細については、別紙 1 参照。本制度は、各大臣等の実施権者が、年齢、職位等を特定した早期退職希望者を募集・認定し、自己都合退職よりも割り増された退職手当を支給するものである。

※ 2 退手法(抄)

第八条の二 各省各庁の長等は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、第五条の三の政令で定める年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

二 略

2～10 （略）

1. 募集の対象となる職員

金融庁の内部部局、証券取引等監視委員会事務局及び公認会計士・監査審査会事務局に勤務するもののうち、令和 2 年 3 月 31 日時点で「満 50 歳から 59 歳まで」のもので、以下に掲げるもの。

- ① 一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号。以下「給与法」という。)の行政職俸給表(一) 7 級以上の適用を受ける職員
- ② 給与法の指定職俸給表の適用を受ける職員
- ③ 給与法の専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員

※ 退手法の規定により、次の（１）から（４）のいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和2年3月31日までに定年に達する職員
- (4) 令和2年2月18日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和2年2月18日から令和2年3月31日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

2名程度

3. 募集の期間（約1カ月半）

令和2年2月18日（火）午前11時から

令和2年3月31日（火）午後5時まで

※ 募集の期間は、応募の状況等により延長する場合がある。その場合には対象職員に対し速やかに電子メールにて周知する。

4. 募集方法

上記1. 募集の対象となる職員全員に電子メール等適宜の方法により周知する。

5. 応募及び応募取下げの手続等

- (1) 応募をしようとする職員は、別紙2の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（以下、「応募申請書」という。）(※) に必要事項を記入の上、募集の期間内に、後記7. の受付メールアドレスまで電子メール又は持参により提出する。

※ 国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令(平成25年総務省令第58号。以下「様式内閣官房令」という。)第1条第1項別記様式第一をいう。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※1 上記通知書は応募申請書の受理から1か月以内に交付する予定。

※2 不認定となる場合は以下のとおり。

- ① この募集実施要項に適合しない場合。
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合。
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合。
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合。

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、認定後に通知する退職すべき期日の前日までに、別紙3の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(様式内閣官房令第1条第2項別記様式第二)を後記7. 受付メールアドレスまで電子メールにて提出する。

6. 退職すべき期間

令和2年3月24日(火)から令和2年3月31日(火)まで

※1 上記5.(2)※2の不認定となる場合を除き、「応募申請書」が提出された応募者ごとに認定し、上記退職すべき期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※2 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

7. 本件に関する受付メールアドレス及び相談先

(1) 受付メールアドレス

E-MAIL : 

(2) 受付先

総合政策局秘書課人事第1係

(3) 相談先

① 現所属先の人事担当者

② 総合政策局秘書課人事第1係

電話：

8. その他

(1) 再就職支援

下記支援条件に該当し、再就職支援を受けることを希望する場合は、希望する旨を上記5.(1)応募申請書を提出する際の電子メールに明記すること。

なお、内閣府官民人材交流センターから割振られた再就職支援枠には限りがあることから、支援対象者の選定については、別途内部で調整のうえ、相談先担当者から連絡する。

(支援条件)

- ・ 早期退職募集に応募して認定を受けた職員等
- ・ 早期退職募集に応募して認定を受け、退職をした職員

※ 本制度は、早期退職募集制度の施行に併せ、内閣府官民人材交流センターが民間の再就職支援会社と契約し、専ら支援会社が支援対象者のキャリアカウンセリングや再就職先とのマッチング等を行うものである(制度の詳細については、相談先担当者へ照会すること)。

(2) 官民人材交流センター求人・求職者情報提供事業

(1)の再就職支援の利用の有無にかかわらず、45歳以上で公的年金支給開始年齢に達する前の職員又は職員であった者で再就職を希望する者は、官民人材交流センター求人・求職者情報提供事業の利用が可能であるので、利用を希望する場合は同事業の実施要領及び利用の手引きに従い、利用申込みを行うこと。

※ 職員であった者については、離職後2カ月以内に利用の申込みを行うことが必要である。

※ 実施要領及び手引きは内閣府官民人材交流センターのホームページに掲載されている。

<https://www8.cao.go.jp/jinzai/kyuzin.html>